

岩倉市訪問理美容サービス事業実施店証明書交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市訪問理美容サービス事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する理美容事業者（以下「事業者」という。）であることを証明する書類（以下「証明書」という。）の交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の交付)

第2条 証明書の交付を受けようとする者は、要綱第1条に規定する理美容サービス（以下「サービス」という。）の実施に必要な範囲で、道路上への駐車 of 許可について警察署長へ申請をするときは、証明書交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者が事業者であると認められるときは、当該申請をした者に対し証明書（岩倉市訪問理美容サービス事業者証明書（様式第2））を交付するものとする。

(証明書の有効期間)

第3条 証明書の有効期間は、証明書を交付した日から起算して1年間とする。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、証明書の交付事務について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 2 条関係)

証明書交付申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

岩倉市訪問理美容サービス事業における理美容サービスの実施のため、道路上への駐車許可を警察署長へ申請する必要があることから、岩倉市訪問理美容サービス事業の委託事業者であることを証明願います。

種 別	<input type="checkbox"/> 愛知県美容業生活衛生同業組合美容あいち江南支部 <input type="checkbox"/> 個人理容事業者 <input type="checkbox"/> 個人美容事業者
その他	

様式第2（第2条関係）

第 号
年 月 日

岩倉市訪問理美容サービス事業者証明書

様

岩倉市長

印

岩倉市訪問理美容サービス事業実施要綱第2条に規定する理美容事業者であることを証明します。

この証明書は、岩倉市訪問理美容サービス事業におけるサービスの実施に必要な範囲で道路上への駐車 of 許可を警察署長へ申請する場合に限り使用できます。

申請者	種別	理容所・美容所
	所在地	
	事業者名	
	代表者名	
	電話番号	
証明書有効期間		年 月 日
その他		

- この証明書は、岩倉市訪問理美容サービス事業実施要綱第2条に規定する理美容事業者でなくなった場合速やかに岩倉市へ返却が必要です。
- 原則、再発行はしません。大切に保管してください。